

加工原料乳生産者補給金制度を通じて指定生乳生産者団体による生乳の一元的な集荷・販売を推進した。

- (イ) 生産者団体及び乳業関係者からなる「酪農乳業情報センター」の発信する価格需給情報に基づく公正かつ適正で客観的な基準に基づいた生乳取引、広域化指定生乳生産者団体の生乳受託販売・需給調整機能の改善等新たな加工原料乳生産者補給金制度の普及・定着に向けた取組を推進した。
- (ウ) 加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するため、価格低落時にはその低下額の一定割合を補てんする加工原料乳経営安定対策を適切に運用した。

## コ 食肉等

- (ア) 指定食肉（牛肉・豚肉）について、価格の安定を図るため、「畜産物の価格安定等に関する法律」を適正に運用した。
- (イ) 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛について、その平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に都道府県肉用子牛価格安定基金協会を通じて、生産者に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を実施した。
- (ウ) ブロイラーについて、需給及び価格の安定を図るため、需要に見合った計画的な生産の指導を行った。

## サ 鶏卵

鶏卵について、国、地方公共団体等を通じて需要に見合った計画的な生産の推進を図るとともに、卵価安定基金の補てん準備金の造成を行った。

## (2) 担い手経営安定対策の検討

(特集2－(4) 参照)

## 11 農業災害による損失の補てん

災害によって、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づき、災害による損失の合理的な補てん等を行う農業災害補償制度の適切な運用を図った。

- (ア) 平成15年夏期の低温・日照不足等による農作物等の被害に対し、共済金の支払いが早期に行われるよう農業共済団体等を指導した。また、水稻にかかる共済金について、年内に支払を行ったほか、再保険金の支払財源不足について、積立金の繰入に必要な特別法、補正予算を措置した。
- (イ) 15年度の共済金支払額は、農作物共済約1,057億円、家畜共済約519億円、果樹共済約39億円、畑作物共済約66億円、園芸施設共済約26億円と見込んでいる（16年2月末現在）。
- (ウ) 農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成等の施策を講じた。

## 12 自然循環機能の維持増進

### (1) 持続的な農業生産の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に則し、たい肥・緑肥等による土づくりを基本として、化学肥料及び農薬の使用の低減を図るための取組及び地力増進を図るための取組を推進した。

#### ア 持続的な農業生産への転換の促進

土づくりの基本として化学肥料・農薬の使用の低減を図る農業生産方式の導入促進、地域に最も適した農業生産方式の検討及び技術の定着促進を図るため、以下の施策を講じた。

- (ア) 都道府県が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に則して、農業者による導入計画の策定を促進した。
- (イ) エコファーマーに対する金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、技術確立実証ほの設置やたい肥の施用等必要な機械の整備等を推進した。
- (ウ) 持続性の高い農業生産方式の着実な定着を図るため、農業者、消費者、行政等が一体となった普及啓発活動を行った。
- (エ) 地域の実情に即し、施肥に由来する硝酸性窒素等による水質汚染対策を実施した。

#### イ 持続的畑作農業の構築

重要な畑作地域において、緑肥を組み入れた新たな輪作体系の確立と耕畜連携等による肥施用を通じて環境と調和した持続的畑作農業を構築した。

### (2) 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に則し、地域ごとの条件に対応して、家畜排せつ物の適正な処理を図るため、家畜排せつ物処理施設の機動的な整備を推進した。

- (ア) 家畜排せつ物等有機性資源の特性に応じた利活用を促進するため、地域ごとの条件に即してたい肥化施設、エネルギー利用施設等の共同利用施設、たい肥散布機械等の共同利用機械等を整備した。
- (イ) 家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地及び周辺環境の改善等を総合的に整備した。

また、炭化処理による家畜排せつ物の減容化、離島地域における家畜排せつ物処理施設等の整備を推進した。

### (3) 有機性資源の循環利用システムの構築

- (ア) 稲わら等の循環利用について、畜産農家と耕種農家との連携強化による流通・利活用の促進を図るため、稻わら等の収集調製機械施設の整備等を推進した。
- (イ) 農村地域で発生する農産副産物、都市及びその周辺で発生する食品産業、学校給食等の食品残さを飼料化するための施設等の整備を推進した。
- (ウ) バイオマス利活用のための施設整備、技術指導等の利活用促進対策を総合的に実

施した。

(特集3－(3)－ア－⑤参照)

(エ) 積雪寒冷地における資源循環システムを確立するため、メタン発酵を中心とする家畜排せつ物等のバイオマスの適切な処理とバイオガスのエネルギー利用等に関する実証研究を実施した。あわせて、バイオマスを水素エネルギーに変換、貯蔵し、CO<sub>2</sub>の削減を図るとともに、需要に応じた効率的なエネルギー利用を行うための実証研究を実施した。

#### (4) 農業分野における地球環境保全対策の充実等

「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)から10年目に当たる平成14年には、南アフリカのヨハネスブルグで「持続可能な開発に関する世界首脳会議」が開催され、各國首脳級によって持続可能な開発のための取組について議論が行われた。

これを踏まえ、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、生物多様性の減少、砂漠化の進行等の地球環境問題が深刻化していくなかで、農業の適切な生産活動を通じて地球環境を保全していくことが重要であるとの認識に立って、地球環境保全対策への取組を推進した。

##### ア 京都議定書の目標達成に向けた取組

14年6月に京都議定書を締結したことを踏まえ、地球温暖化対策推進大綱に基づき、農業分野におけるCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出を削減する取組を推進した。

具体的には、バイオマス・ニッポン総合戦略の推進を図るとともに、省エネルギーに資する農業施設・農業機械の導入や施設・機械への代替エネルギーの導入、農産物輸送におけるモーダルシフト(輸送手段の変更)の推進やトラック輸送の効率化等によるCO<sub>2</sub>の排出削減を推進した。また、水田の水管理方法・施肥方法の改善や家畜排せつ物の適切な処理・家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・一酸化二窒素の排出削減といった温室効果ガスの排出削減対策を推進した。

##### イ オゾン層破壊物質の削減

オゾン層保護のため、オゾン層破壊物質の臭化メチルの生産及び消費を段階的に削減し、17年に全廃することがモントリオール議定書締約国会合において合意されている。15年度は、3年度の生産量を基準として70%削減が実施された。このため、野菜や花き類等の土壤消毒剤として用いられている臭化メチルの代替薬剤及び代替技術の開発・普及を引き続き推進した。

##### ウ 生物多様性の保全に向けた取組

14年3月に策定された新・生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性を保全し、持続可能な形で利用していくような生産活動を推進した。また、遺伝子組換え生物の利用等による生物の多様性への影響を防止することを目的とした「生物多様性条約カルタヘナ議定書(略称)」が発効(15年9月)された。さらに、本議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」が施行(16年2月)されたことを踏まえ、関係省と共同で新たな規制の仕組みや体制の整備を進めた。

## エ 農薬による生態系への悪影響の未然防止に向けた取組

農薬取締法に基づく水産動植物に対する毒性にかかる農薬登録保留基準については、農薬による生態系への悪影響の未然防止にかかる取組を強化するため、15年3月に改正した。その円滑な施行（17年4月）に向け、登録申請の際に必要となるデータを作成するための試験法等について調査及び検討を行った。

## 13 農業資材の生産及び流通の合理化

農業生産に不可欠な農業生産資材について、農業経営における資材費の低減、新資材・技術の開発、安全性・品質の確保を図るため、農業生産資材の生産及び流通の合理化の促進、その他必要な対策を総合的に実施した。

### （1）農業生産資材の低減対策

生産資材費の低減を図るため、平成13年に改定された関係団体及び都道府県の「農業生産資材低減のための行動計画」に基づく取組を推進するとともに、以下の施策を講じた。

（ア） 都道府県が選定した資材費低減推進地区において、当該地区について作成する資材費低減推進方針に基づき、以下の施策等を通じて、物流の合理化、安価な資材の普及、合理的な利用等を推進した。

- ① 高度物流情報システムの開発・設計、一貫パレチゼーション（同一のパレットに載せたまま、工場から流通業者の倉庫まで輸送すること）の導入等による肥料等物流の合理化
- ② 農作業受委託調整システムの構築による「農業機械銀行」の機能強化
- ③ 農業機械のリース・レンタル方式の推進等による農業機械の利用の効率化

（イ） 使用済農業生産資材の適正処理の普及啓発等を推進した。

（ウ） 配合飼料価格の大幅な上昇による畜産経営への影響を緩和するため、畜産経営者に異常補てん金等を交付する配合飼料価格安定対策を措置した。

15年度においては、四半期ごとに改定される配合飼料価格が、第3四半期（10月～12月期）を除き、各四半期の直前1年間の平均価格<sup>(注)</sup>を超えたことから、その超える部分を限度として通常補てん金を交付した。

（注） 例えば、第1四半期（4月～6月期）の場合は、前年4月～当年3月の1年間の平均価格

### （2）新たな農業生産資材の開発等

農業の生産性の向上、自然循環機能の維持増進等を図るため、有機質肥料や生物系農薬の生産基盤技術の研究・開発や農業経営の革新を可能とする次世代農業機械の開発を行った。

### （3）農業生産資材の安全性・品質の確保

肥料及び農薬の安全性・品質の確保、農作業事故の防止を図るため、以下の対策等を推進した。

（ア） 農薬の埋設地点の環境調査及び埋設農薬の掘り出し・保管等による適切な管理状態の確保

- (イ) 農薬適正使用アドバイザーの育成、無登録農薬の販売取締り、農薬の適正な販売に向けた研修指導及び農業者等に対する農薬適正使用の徹底
- (ウ) 使用残農薬の適正処理技術の開発及び適正な回収・処理システムの検討

## IV 農村の振興に関する施策

### 1 農村の総合的な振興に関する施策

#### (1) 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策

都市と農山漁村が共生・対流する社会を実現するため、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けた対策を関係府省と連携しつつ総合的に推進した。

(特集 3-(1) 参照)

- (ア) 国民共通の財産としての個性ある魅力的な農山漁村づくりに向け、農林水産関連事業における景観配慮の原則化や、農山漁村の景観形成のための取組の推進等、今後の施策の展開方向を取りまとめた「水とみどりの「美の里」プラン21」を公表した。
- (イ) 農振法に基づく農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農村における土地の農業上の利用と他の利用との適切な調整を行った。
- ① 農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」や法定化された農用地区域の設定基準等の周知徹底を図るとともに、その円滑かつ適正な運用を推進した。
- ② 「農用地等の確保等に関する基本指針」を踏まえた都道府県の「農業振興地域整備基本方針」及び市町村の「農業振興地域整備計画」の改定をさらに促進するとともに、地域の特性に応じた特別な農業上の用途の設定等土地利用に関する市町村の主体的な取組を促進した。
- (ウ) 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備について、平成15年度から19年度までの「土地改良長期計画」(15年10月10日閣議決定)に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、以下の取組等を関連施策との連携を図りつつ総合的に推進した。
- ① 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環の維持・増進
- ② 地域の特性を活かした美しい景観に囲まれた快適な生活環境の形成
- (エ) 農村の経済を支える多様な産業の振興を図るための基盤として、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備を推進した。
- ① 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を整備した。これは農業をはじめとした多様な産業の振興に寄与し、地方部の経済・社会を支えるのに不可欠なものとして今後とも整備を行う。
- ② 地方道は、高速自動車国道や一般国道を補完して地方の幹線道路網の一部を構成し広域的な生活圏域を形成するとともに、各種地域振興施策の実現、地域の生活環境の向上を図るうえで欠くことのできない重要な社会基盤施設である。そこで、限られた予算のなかで必要な整備水準を確保するため、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を推進した。
- (オ) 農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進した。

- ① 道路整備は、「社会资本整備重点計画」に基づき、社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図るため、「成果主義」に基づく行政運営を導入すること等により、従来にも増して透明性を高めながら、効果的かつ効率的に推進した。
- ② 下水道の整備について、「社会资本整備重点計画」の重点項目である普及促進、浸水対策、水質保全・高度処理、下水汚泥のリサイクル等を推進した。特に、整備の著しく遅れている中小市町村の下水道整備等を重点的に実施した。
- ③ 農村を含め国民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を推進するため、「第八期住宅建設五箇年計画」に基づき、
  - a 国民の多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの整備
  - b いきいきとした少子・高齢社会を支える居住環境の整備
  - c 都市居住の推進と地域活性化に資する住宅・住環境の整備
  - d 消費者がアクセスしやすい住宅市場の環境整備の推進を基本課題として位置付け、計画的に施策を推進した。
- ④ 「個性と活力ある都市、農村づくり」等の重点課題に対応した農村等における都市公園等の計画的な整備を推進した。

## (2) 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進

### ア 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備

- (ア) 農業用水の有する農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄、景観形成、親水、生態系・水質保全等の地域用水機能の発揮や循環かんがい施設等渴水時のかんがい用水の有効利用に配慮した地域用水環境整備事業を推進した。
- (イ) 新たな土地改良長期計画に則して、農業用排水の水質保全とあわせて農業集落の生活環境の改善を図る農業集落排水施設の整備を推進するとともに、農業集落排水汚泥等の有機性資源の循環利用や処理水の農業用水としての再利用を図り、農村における資源循環を促進した。
- (ウ) 農業用水も含めた水循環系の健全化を計画的に進めるため、関係省庁連絡会議において、地域における水循環系の健全化に向けた取組の基本的考え方や課題に対処する方策を示した「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を発表した。
- (エ) 農業集落排水資源循環統合補助事業において、PFI事業による農業集落排水施設等の整備を国庫補助の対象に追加するとともに、マニュアルの作成等PFIの活用を推進した。
- (オ) 生活排水の処理水質の改善が必要な地域において、農業集落排水施設で効率的に高度処理を行うため、遠隔監視手法等の有効性を実証するための実験事業を行った。
- (カ) 農村振興基本計画等に掲げる農村振興の目標を達成するため、地域住民の参加のもと、高齢化福祉、環境保全等多様なニーズに応じた整備等を総合的に行う農村振興総合整備事業を推進するとともに、これにあわせて、住民参加による検討会等の取組を支援する農村振興総合対策支援事業を実施した。
- (キ) 地域全体の振興計画の作成、住民運動、むらづくりのための人材育成、専門的助言者の派遣等の施策を実施した。
- (ク) 農村地域において、地方公共団体、農業関係機関等の公的機関を結ぶ情報通信ネ

ツトワークの構築や高速インターネットも利用可能なケーブルテレビ施設等の整備を行い、効率的な農業経営、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化、市町村合併後の新たなむらづくりを支援した。

- (ケ) むらづくり基盤整備事業（コア事業）と位置付けられている農村振興総合整備事業（むらづくり基盤型）について、ほ場整備等の農業生産基盤と農業集落排水施設、農村公園等の農村生活環境基盤を総合的に整備した。
  - (コ) 水と土を中心とした農村の地域資源を歴史的、文化的観点から再評価し、地域の特性を活かした伝統的農業施設、美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備（田園空間博物館の整備）等を実施した。
  - (サ) ほ場整備による優良農地の確保、保全とあわせて地域の活性化のため、換地の手法を活用し、公共用地や宅地等地域の多様な土地需要に対応した非農用地を創出するとともに、既存集落と一体的に生活環境を整備することにより、潤いのある田園居住空間を創造した。
  - (シ) 地域が主体となった個性あるむらづくりを積極的に推進するため、農村振興総合整備統合補助事業等の複数の事業について、市町村への補助金を一括交付し、市町村自らの裁量により予算を配分できる「むらづくり総合整備事業」を創設した。
  - (ス) 特殊土壤地帯対策事業計画に基づき、災害を受けやすい特殊土壤地帯において、治山、治水及び農地改良等の関係事業を計画的に実施した。
  - (セ) 農地等の農業生産基盤に対する災害等の未然防止対策であるため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業の実施を通じて、地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- (特集3－(4)－イ－①参照)
- (ソ) 事業についての客観的な指標等により、地域住民に対し農地防災事業の効果等を広く情報提供し、農地防災事業についての関心・理解を深め、地域社会に貢献する広域的な農地防災事業を推進した。
- (特集3－(4)－イ－②参照)

#### イ 生活環境の整備その他の福祉の向上

災害に対して安全で安心できる地域づくり、生活空間の快適性を向上するためのバリアフリー化の観点も踏まえた基礎的インフラストラクチャー（社会的生産基盤）の整備及び複数市町村による公共公益施設の共同整備・共同利用等による地域の存立基盤や生活支持機能の確保に資する地域づくりを実施した。また、地域の発意による豊かな自然、歴史、文化等地域固有の資源を活用した魅力や活力ある自立的な地域づくり並びに定住の促進等生活環境の整備、福祉の向上を総合的に実施した。

##### (ア) 交通

農村の生活環境を向上させ、輸送の合理化、参加と連携による地域づくりに寄与し、安心できる暮らしの実現に資するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備を推進した。また、安全な生活環境を確保するため、交通安全施設等の整備等による安全な通学路等の道路空間の確保等、交通安全施策を推進した。

また、地域における生活の足の確保に資するバス等の交通体系の形成を図るとともに、効率的な物流網を構築した。

- ① 日常生活の基盤としての市町村道から骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を、適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備した。
- ② 交通事故の防止を図り、あわせて道路交通の円滑化を確保するため、歩道、交差点改良、道路情報提供装置、自動車駐車場等の交通安全施設等の整備を推進した。
- ③ 地域連携の強化等により、公共・公益施設の共同利用・整備等地域住民の利便性の向上、地域の特色を活かした産業の振興等を、複数市町村により形成される圏域において、計画的・総合的に推進するための支援を行った。
- ④ 交流の促進・活性化を推進するため、地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁の整備を交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業により推進した。
- ⑤ 市町村の合併による行政サービスの向上や効率化を支援するため、新市町村内の拠点を連絡する道路等の整備を市町村合併支援道路整備事業により推進した。
- ⑥ 踏切における交通渋滞・事故対策、鉄道の高速化を推進し、地域の活性化を図るため、道路管理者と鉄道事業者が一体となり都道府県、市町村と連携して踏切道等総合対策プログラムを策定し、踏切除却や踏切改良等を緊急的かつ重点的に推進した。
- ⑦ 生活者の豊かさと活力ある地域づくりを支援するため、地区の関係者が一体となって、面的に質の高い道路整備を行うことにより、道路と沿道の調和が図られた道路整備や、誰もが安全で使いやすい道路整備をくらしの道づくり事業により推進した。
- ⑧ 国民のニーズの多様化に対応していない中心市街地は、魅力が感じられないことから集客力が低下し、商店街が不振に陥っている事例が各地で見られる。そこで、このような商店街の再活性化を図るため、街並みの快適性の向上や交通利便性の確保等にかかる事業に対し、賑わいの道づくり事業による面的で総合的かつ重点的な道路整備を推進した。
- ⑨ 自然環境と調和し、地域の個性ある道路空間の形成を図るには、地域特性に応じた多様な道路整備を推進していく必要がある。特に、森林等の自然環境が豊かな地域では、周辺の景観や生態系と調和した道づくりや、木材等の地場産品を活用した地域の個性を活かした道づくりが求められているため、道路整備において地域の潜在自然植生を活用した樹木植栽工法による法面緑化や、木材を活用した道路構造物の整備等を木の香る道づくり事業により積極的に推進した。
- ⑩ 運行にかかる欠損補助や車両の購入費補助等地方バス運行の確保を図るとともに、バス車両、営業所、車両等地方バス施設の整備に対する低利融資を実施した。
- ⑪ 地域間の円滑な物流を確保するため、物流の高度化・効率化に資する海上ハイウェイネットワークの構築を推進した。特に、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの拠点的整備を推進し、これらターミナルからの陸上輸送半日往復圏人口カバー率の向上を図った。

(イ) 情報通信

都市とそん色のない高水準の情報の提供により、地域の活性化や地域住民の利便

性の向上に資するため、民間主導原則のもと、高度な情報通信基盤の整備を推進した。

また、IT革命の進展に対応して、民間事業者等による家庭や職場までの高速大容量の情報通信網の早期実現にも資するよう、道路、河川等の施設管理用光ファイバ及びその収容空間等の積極的な整備、開放を推進した。

- ① 移動通信サービスが使えない状態や民放テレビの難視聴、民放中波ラジオの受信障害の解消を図るための施設・設備及び地域公共ネットワークの整備を行う情報通信格差是正事業等を推進した。
- ② ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信媒体を用いて地域情報化の振興を図るテレトピア計画や放送型ケーブルテレビシステムの整備に必要な資金の融資を行うケーブルテレビ普及支援の一環として、農村においても情報通信システムの整備を推進した。
- ③ 大河川氾濫時や土砂災害発生時における人命喪失等重大な被害の発生を回避し、ハード、ソフト両面から水害、土砂災害に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設やCCTV（監視カメラ）、浸水センサー、GPS（全地球測位システム）による斜面監視等の観測・監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を推進した。また、インターネットや携帯電話を活用し、即時の雨量、河川水位、水防警報等の防災上有用な情報を広く国民に提供した。さらに、河川の流況等の生の映像を指定公共機関であるNHKに提供することにより、災害の情報がテレビ報道を通じて国民に提供されるように努めた。

#### (ウ) 衛生

都市部と農村部の格差を是正する観点から、農村における汚水処理施設や下水道等の整備を推進した。

- ① 下水道の処理区域外の地域において、浄化槽によりし尿及び生活雑排水を処理し生活環境の保全を図る「浄化槽設置整備事業」を推進した。また、集合処理に比べ浄化槽による個別処理が経済的に効率的である地域等において、市町村が浄化槽の面的整備及び維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業」を推進することにより、農村における汚水処理施設の整備を図った。
- ② 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽について、十分な連携・調整を図りながら、都道府県が策定する「都道府県構想」に基づき、地域の特性に応じた計画的・効率的な整備を推進した。
- ③ 農業集落排水施設と下水道の接続による連携についても引き続き行った。また、農村地域における汚水処理施設整備を効率的に推進するため、農林水産省と環境省・総務省が連携し、地域の実情に応じて、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を引き続き行った。
- ④ 効率的な汚水処理施設整備を図るため、下水道や農業集落排水施設等、複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を下水道事業により整備する汚水処理施設共同整備事業（MICS）を実施した（15年度末において24道府県57か所の見込み）。
- ⑤ 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等の汚水処理施設の整備事業について、

それぞれの特色を活かして連携して実施することにより、公共用水域の水質保全が一層促進されると見込まれる市町村に対し、関係省が各対象事業を重点的に支援する汚水処理施設連携整備事業を実施した（15年度末において23府県40か所）。

- ⑥ 効率的な下水道の整備を図るため、複数の市町村により、広域的に下水道施設の共同化・共通化を行う施設を整備する特定下水道施設共同整備事業（スクラム）を実施した（15年度末において16道県34か所の見込み）。

（エ） 教育

農村における適切な教育環境の整備や文化施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備を推進した。具体的には、教育施設等について、地域の連携、学校施設の公共利用等により効率的かつ高度な利用を推進するため、「社会体育施設整備事業」により地域住民のスポーツ活動の拠点となる施設を整備する地方公共団体を支援した。また、地域住民の学習拠点としての機能向上を図るため、社会教育施設の情報化等を促進する「学習拠点施設情報化等推進事業」の推進を通じて、農村における社会教育施設の整備を図った。

（オ） 文化

農村において受け継がれてきた多様な伝統文化について、その保存及び継承等を推進した。

- ① 文化財保護法に基づき、農村等において生産、生業等に用いられる農具や衣服等のうち、我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なものと重要有形民俗文化財に指定した。また、農村等に継承される風俗慣習及び民俗芸能のうち、我が国民の生活の推移を理解するために欠くことのできないもので特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業に対する補助を行った。
- ② 農村地域に残る棚田や里山等について、文化的景観の保護の観点から保存・整備・活用を図るとともに、農林水産業に関連する文化的景観についての調査研究及びその保存・整備・活用のための適切な方策について検討を進めた。
- ③ 文化財保護法に基づき、農村に残されている歴史的な集落、町並みを重要伝統的建造物群保存地区に選定するとともに、その保存・活用に対する支援を行った。
- ④ 地域の水にかかる自然・歴史・文化の保全、保存、復活に資するため、下水処理水・雨水の利用によるせせらぎの創出等地域特性を活かした下水道整備を行った。
- ⑤ 住宅マスタープラン等を活用し、地域の住文化を活かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給促進を図ることにより、個性ある豊かな居住環境の整備を推進した。

（カ） 医療

農村を含めたへき地における医療を確保するため、へき地医療支援機構について、常勤医師に限らず非常勤医師を配置する方式によるものを新たに選択できることとすること等により、未設置の都府県における整備促進を図った。また、へき地医療拠点病院、へき地診療所、へき地患者輸送車、へき地医療情報システム等の整備やへき地における巡回診療を推進するなど、第9次へき地保健医療計画に基づく広域

的なべき地医療対策を講じた。

(キ) 住宅・宅地

U J I ターン、田園居住等による地方定住の促進を図るため、良好な居住空間を確保し、地域の文化、景観を含む地域資源を活かしながら魅力と個性を備えた住宅・宅地の供給を着実に促進した。

- ① 豊かでゆとりある居住を実現するため、良好な居住環境を有する優良田園住宅、特定公共賃貸住宅等の供給を促進するとともに、地域活性化居住基盤総合整備事業等による質の高い居住環境整備を推進した。
- ② 高齢化の進展に対応し、バリアフリー化された賃貸住宅等の供給を促進するとともに、住宅施策と福祉施策との連携によるシルバーハウジング（バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行う高齢者向けの住宅）や高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進により、高齢者が安心して生活できる居住環境整備を推進した。
- ③ 自然豊かな都市の郊外部において、ゆとりある田園居住を推進するため、都市近郊の集落地域等において営農条件と調和した良好な生活環境の整備を図るとともに、市街地周辺において秩序ある土地利用のもとに自然景観と調和した居住環境を備えた郊外型住宅地の整備を計画的に推進する田園居住区整備事業を実施した。
- ④ 新ふるさとマイホーム推進事業を推進し、良好な居住環境を有する「新しいふるさと」への住み替え等を促進することにより、地域の活性化や健全な発展等に寄与する宅地開発事業を促進した。

(ク) 防災

地域の社会経済を支え、安全で安心できる暮らしの確保を促進するため、治山対策、治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路網の構築、道路防災対策等を推進した。また、除雪等の冬期道路交通の確保等を推進した。さらに、地域の実情に応じて必要な農地防災、農地保全等を推進した。

- ① 近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況にかんがみ、山腹崩壊、土石流等の山地災害や風害、飛砂の害、潮害を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、防災対策総合治山、保安林改良、海岸防災林造成等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図った。
- ② 高齢者等の災害弱者にとって、被災後の通常生活への復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が頻発している地域において、おおむね5年間で被害の解消を図るべく床上浸水対策を実施した。
- ③ 局地的な水需要や渇水時の取水の安定性確保、地域的な治水安全度向上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進した。
- ④ 自力避難が困難な高齢者等の災害弱者を土砂災害から守るため、老人ホームや病院等の災害弱者関連施設にかかる土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施した。
- ⑤ 近年激甚な洪水・土砂災害が頻発していることから、被災地域の再度災害を防

止するための制度を活用するなど、被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策を短期集中的に実施した。

- ⑥ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、基礎調査に対する補助制度により土砂災害警戒区域等の指定等を促進し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害防止対策を推進した。

また、土砂災害による被害の軽減を図るため、地方自治体の防災活動や住民の警戒避難行動等を支援することを目的に、国土交通省の河川局砂防部と気象庁が連携して、土砂災害警戒情報に関する伝達の試行をモデル県において実施した。

- ⑦ 地域の日常生活や災害時の緊急活動等を支える道路について、法面対策や橋脚耐震補強等の防災・震災対策を進めるとともに、豪雨等による地域の孤立解消や医療施設への交通手段の確保等、生命線となる幹線道路の計画的な整備を推進した。

- ⑧ 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進した。

- ⑨ 浸水実績図、土砂災害危険区域図の作成及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の効用と災害への備えの充実を図った。また、水防法に基づく浸水想定区域図を活用した、洪水ハザードマップの作成・普及を促進した。

(ケ) 公園

農村における日常的な休養・娯楽活動の場として、農村公園の整備を推進した。

また、農村における良好な生活環境の形成、住民の文化、スポーツ面での都市的ニーズへの対応等を目的とした都市公園等の整備を推進した。

(コ) 福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、ホームヘルパーの育成、公共施設のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を実施した。

- ① 各地方自治体における介護保険事業計画の見直しの状況を踏まえ、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の必要な整備を計画的に行った。
- ② 農村等における訪問介護員の養成に対する支援を推進した。
- ③ 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の段差・勾配の改善等により、歩行空間のバリアフリー化を推進した。
- ④ 歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを支援するため、豊かな景観・自然、歴史的事物、文化的施設等を連絡でき、生活者がゆとりとうるおいを実感できる質の高い歩行者空間形成のための道路整備をウォーキング・トレイル事業により推進した。

## 2 中山間地域等の振興に関する施策

国上面積の約7割を占める中山間地域等は、食料を安定的に供給するだけでなく、国土

・環境の保全等の多面的機能を有している。しかし、近年は、過疎化・高齢化が急激に進行し、耕作放棄地が増加するなど、多面的機能が適切に発揮されないおそれが生じてきている。

このため、農業の生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、都道府県が策定する「地域別振興アクションプラン」等に則り、地域の基幹産業である農業及び関連産業の振興、他産業の振興等による多様な所得機会の確保、生活環境の整備等の施策について、総合的・計画的に推進した。

### (1) 農業その他の産業の振興による就業機会の増大

- (ア) 冷涼な気候や標高差等中山間地域の特性を活かした新規作物等の導入や高付加価型農業を推進するとともに、当該地域における就業機会の増大を図るため、集出荷施設や直売施設等を整備する「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を実施した。
- (イ) 山村からの提案に基づき、産業・文化等にかかる先進的な施策への支援を通じて山村地域の活性化を図る「個性ある山村地域の再構築実験事業」を10か所実施した。
- (ウ) 就業機会の確保を図るため、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等の導入、地域の個性を活かした内発型の地場産業の振興を促進した。
- (エ) 交通条件が極めて悪い奥地等において、産業の振興と生活環境改善のため、基盤となる道路整備の計画に対して、重点的な整備を支援した。
- (オ) 過疎地城市町村の実施する地域活性化のためのソフト事業のうち、モデルとなり得る取組を支援し、過疎地域の活性化を図る「過疎地域等活性化推進モデル事業」等を実施した。
- (カ) 過疎地域等において、総合的生活関連情報や産業・文化関連情報を効果的に収集・提供することによって、新たな連帯・連携意識の醸成、地域資源を活用した新たな産業の振興及び情報による地域間交流の推進等を図るための施設の整備を支援する「地域情報交流拠点施設整備事業」及び「加入者系光ファイバ網設備整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進した。
- (キ) 過疎地域のもつ自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有効に活用し、ゆとりある生活に向けた国民一般のニーズにも対応しつつ、人・文化・情報等の交流を図ることを可能とする施設の整備を支援する「地域間交流施設整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進した。

### (2) 生活環境の整備による定住の促進等

- (ア) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、人口の流出や高齢化が深刻化している中山間地域において、それぞれの地域の立地条件に沿ったほ場整備、農道等の農業生産基盤の整備とあわせて、農業集落道や営農飲食用水施設等の農村生活環境等の整備を総合的に行った。また、農業・農村の活性化を図ることによって地域における農業の生産活動を持続させ、国土・環境の保全等を推進するため、中山間総合整備事業を実施した。
- (イ) 生活環境の整備を図る観点から、過疎地域対策、山村地域対策等の一環として道路、水道、污水処理施設等の整備を促進した。

また、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、豪雪地帯対策特別措置法等に基づき、他の地域に比較して低位にある地域等において、地域の活性化、住民福祉の向上、産業の開発等のための道路整備の推進及び定住促進のための良質な住宅供給、居住環境整備を促進した。

さらに、離島振興法等に基づき、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・強化、輸送の安定性の確保等による地域生活の利便性の向上等のための港湾整備を推進した。

加えて、下水道の整備を、過疎市町村に代わり都道府県が一部代行して実施する都道府県代行制度については、人口要件の基準年度を平成7年から12年に変更したほか、過去に代行制度により整備した箇所については、増設についても代行制度で実施できるよう措置するなど対象要件を拡充し、生活環境の整備を推進した。

### (3) 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策

- (ア) 担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、以下の基準により中山間地域等直接支払制度を引き続き実施した。
- ① 対象農用地は、特定農山村法や山村振興法等の地域振興立法による指定地域等の農用地区域のうち、傾斜等により農業生産条件が不利な1ha以上の一団の農用地とした。
  - ② 対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定または第3セクターや認定農業者等が耕作放棄される農用地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とした。
  - ③ 単価は、平地地域との生産条件の格差の8割相当額とした。
- (イ) ふるさとではぐくまれてきた里地や棚田等の保全を図るために、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施した。
- (ウ) (特集3-(4)-ア参照)
- (ウ) 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランに基づき資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデル的整備を2地区で実施した。

### (4) 鳥獣害対策の推進

中山間地域において鳥獣による農林業被害が多発し、深刻な問題となっていることにかんがみ、鳥獣害対策を推進した。

- (ア) 農作物の防護柵等の被害防止施設の設置、鳥獣の移動に伴う影響等の広域動向調査、被害防止に必要な知識の普及、地域における技術指導が可能な指導者の育成及び効果的な被害防止技術の実証による被害防止システムの確立並びに追い払い等のための自衛体制の整備等を推進した。
- (イ) 鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減する農林生態系の管理技術の開発等の試験研究、森林・特用林産物にかかる被害防止のための鳥獣害防止施設の設置、鳥獣の生息環境の保全及び整備並びに広域的な有害鳥獣捕獲活動体制の整備等を推進した。

### 3 都市と農村の交流等に関する施策

#### (1) 都市と農村との交流の促進

##### (ア) グリーン・ツーリズム、農業・自然体験学習等を通じた農山漁村の振興

都市住民を中心に、ゆとりある生活や豊かな自然、美しい景観に「やすらぎ」を求める傾向が強まってきている。

このようなニーズに対応して、市民農園整備促進法等の普及・啓発等を通じて市民農園等の整備を促進した。このことにより、都市住民等の農作業による健康づくりや高齢者の生きがいづくり、家族がともに土とふれあうこと等、休養・娯楽活動としての市民農園に対するニーズにこたえることにより、グリーン・ツーリズムを推進した。

また、都市及びその周辺の都市的地域における農業は、新鮮で安全な食料の供給や都市住民が農業にふれあう機会を提供する役割を有しているため、その振興に資する施策を推進した。

(特集 3 - (1) 参照)

##### (イ) 都市と農山漁村の情報交流の拡大、交流・連携活動の活発化及び交流・連携等を担う多様な主体の育成を図るため、以下の施策を講じた。

① 都市と農山漁村の市町村や住民等の連携による交流を推進するため、先導的な事業について、交流活動を一体的に支援するとともに、連携のきっかけとなる情報サイトをインターネット上に整備した。

② 地域間の交流や連携にかかる取組や、農山漁村等における地域づくり団体の活動を推進することにより、地域づくりの推進を図った。

③ 北海道において展開している「わが村は美しく－北海道」運動の一環として、ホームページ等による情報発信等により、地域住民の主体的な参加による景観(環境)の保全・形成や地域特産物のブランド化等の取組を支援した。

##### (ウ) 国土構造の骨格を形成する規格の高い道路の整備を進めるとともに、民間主導が原則の高度情報通信社会の早期実現に向け、道路における情報ハイウェイ（道路管理用光ファイバ及びその収容空間）の構築を進めた。

① 高規格幹線道路や地域高規格道路等といった規格の高い道路の整備については、投資効果を最大限發揮できるよう重点的かつ効率的な整備を進め、地域圏の自立的な発展、地域間の交流連携、交通渋滞の緩和、物流の効率化等を図った。

② 民間主導による光ファイバ網整備の原則のもと、事業者への負担軽減、国道等幹線道路の道路空間のさらなる活用のため、道路管理用光ファイバ網及びその収容空間（情報B O X等）を民間事業者等が活用するための環境を整備した。

③ 地震等の大規模災害時における即応体制の確保等、公共施設の管理の高度化による道路の安全性・信頼性の向上を図るため、道路管理用光ファイバを整備した。

④ 安全・円滑な道路交通の確保、道路利用者の利便性向上等の効果が見込まれるITS（高度道路交通システム）について、道の駅や携帯端末による道路情報の

提供等地域の特性やニーズに合わせた地域段階のITSを推進した。

道路の情報化とあわせ、センサー等のITS関連施設の整備を推進し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図った。

(エ) 優良田園住宅等の良質な住宅・宅地供給を促進するとともに、これとあわせた地域の交流を促進するための基盤等の整備による質の高い居住環境整備を推進した。

(オ) 豊かな自然環境を有する農村は、国民にとって安らぎの場であり、学習・体験の場であり、地域固有の資源を活かした個性ある地域づくりにより、都市部の人々を魅了する潜在力がある。このような魅力を高める地域づくりを行うことによって、都市住民との交流を増し、地域の活発化を図った。

① 女性や高齢者ドライバーの増加、長距離移動の増大等に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっている。「道の駅」の整備により、このような休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進した。

また、「道の駅」の質の向上を図るため、利用者の評価に基づく「道の駅」の推薦を行った。

② 地域経済の浮揚及び雇用の創出を図るため、地域活性化インターチェンジ制度により、一般道路事業と地方道路公社による有料道路事業を組み合わせて高速自動車国道の追加インターチェンジの整備を推進した。

③ 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)及びその周辺地域について、地域の特色を活かしつつ、人の出入りを確保して一体的・計画的な整備を推進した。

④ 観光資源等へつながる道路の整備に加え、拠点となる地域振興施設の整備や、地域イベントの開催を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進した。

⑤ ダムを活かした水源地域の自立的、継続的な活性化のために、水源地域の自治体・住民等とダム事業者・管理者との共同による「水源地域ビジョン」の策定を推進した。

(カ) 魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流網の拠点となる「水辺プラザ」の整備等を推進した。

(キ) 環境学習や自然体験等、水辺における活動を活性化するため、地域の市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となり、「子どもの水辺」再発見プロジェクトを推進した。また、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な場合、「水辺の楽校プロジェクト」によりワンド(川の本流とつながっているが、水制等に囲まれて池のようになっている場所)や水辺に近づきやすくする河岸整備等を行った。

(ク) カヌーやラフティングをはじめとした水面利用や自然体験活動等、河川における活動が活発化、多様化していることを踏まえ、カヌーポート(停泊所)等の整備を図った。また、全国の川で活動する市民団体等で構成される「川に学ぶ体験活動協

議会（R A C）」と連携し、川で安全に活動するための指導者、ガイドの育成を進めるなど、リバーツーリズム（川を楽しむ余暇活動）を推進した。

- (ケ) 渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、湿地・干潟等湿地帯の保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度を増加させるなどの自然再生事業を推進した。
- (コ) 河川やその周辺部の水域において、魚類をはじめとする水生生物の生息環境を改善した。また、人と自然がふれあえる地域整備を促進するため、河川、水路、ため池等の水路結合部の段差の解消や魚のすみか・避難場所の創出（ワンド、ビオトープ（動植物が恒常に生活できるように造成・復元された小規模な生息空間）の設置）等、関係省庁との連携施策である「魚がすみやすい川づくりの推進～水域生態系ネットワーク整備～」を複合的に実施した。
- (サ) 川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、市町村の個性を活かしたまちの顔を創出する「ふるさとの川整備事業」、堤防を広げるとともに桜等を植樹し、憩いの場を創出する「桜づつみモデル事業」を推進した。
- (シ) 土砂災害防止対策により安全で利用可能な空間を新たに創出し、自然・社会特性を活かした観光拠点や公園の整備等の地域づくりを支援する、砂防ランドスペース創出事業やふるさと砂防事業、特定利用斜面保全事業等を積極的に実施した。
- (ス) 歴史的価値を有する砂防施設を広く国民に理解してもらうとともに、地域の活性化を支援するため、文化庁と国土交通省の連携により、歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインを普及させた。
- (セ) 砂防事業を実施している地域は自然条件が厳しい一方、景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっている。そこで、自然的・社会的条件を勘案し、個々の渓流の特色を活かした砂防事業を開発し、水と緑豊かな渓流づくりを実施した。
- (ソ) 自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ斜面の安全度を向上するため、既存樹木等を活かした「緑の斜面工法」を積極的に導入し、安全で緑豊かな斜面空間を創出した。
- (タ) 半島地域と都市間等において、N P O や地域住民等が主体となって行う観光、福祉、教育、文化等を通じた交流・連携網の形成を促進する取組を支援する事業等を行った。
- (チ) 人々が海とみなとに親しみ、憩い楽しむことにより、地域の活性化と生活環境の向上を図るために、緑地、海浜等の親水・交流拠点の整備を推進するとともに、地域と連携したみなとまちづくりを促進した。また、半島地域と都市部等内外との多様な交流・連携を促進するための交流事業を実施した。
- (ツ) 地域固有の自然や歴史、文化等あらゆる観光資源を活用して交流人口をひきつけ、産業・雇用の確保・拡大を図る地域において、観光まちづくりプログラムの策定・実施を支援する「観光まちづくりプログラム策定推進事業」を行った。また、魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取組をハード・ソフトの両面から総合的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業」を実施した。

## (2) バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマスの利活用を促進し、地球温暖化の防止への対応、循環型社会への移行の加速化、農林水産業の新たな発展及びバイオマス関連産業の戦略的産業としての育成を図るために、バイオマス・ニッポン総合戦略を強力に推進した。

(特集3－(3) 参照)

## V 団体の再編整備に関する施策

### (1) 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、農林中央金庫の定める農協系統信用事業の再編・強化に関する基本方針（自主規則）に基づく農協系統金融システムの構築、経営管理委員会制度の導入等による経営管理体制の確立や農業協同組合中央会による監査体制の充実等、基本法の基本理念の実現に向けた農協系統の事業・組織の改革を引き続き推進した。

さらに、特に改革の進展が遅れている営農・経済事業を中心とした農協改革を促進していくために、国民各層の参画を得て平成14年9月から開催された「農協のあり方についての研究会」の報告書（15年3月28日報告）において農協改革の基本方向が示された。この報告で示された、単位農協は経済事業等についての自立を目指し、全農はその補完に徹する方向を目指すこと、単位農協による直接販売を拡大すること、生産資材コストを削減すること、経済事業の収支の均衡を図ること、全中が指導力を発揮して改革を推進すること、行政と農協の役割を明確に区分けすること等を踏まえた施策を実施した。

具体的には、10月に開催された第23回JA全国大会において、安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興、組合員の負託にこたえる経済事業改革の実践、経営の健全性・高度化への取組強化、協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化を重点とする改革の実践が決議され、自主的な改革に取り組んでいる農協系統を支援するため、農業非関連事業の収支が明確となるよう区分経理を導入した。また、全農への業務改善命令に対する全農からの四半期ごとの業務改善状況の報告に際し、聞き取り・指導を行った。

行政と農協系統との関係については、農協系統を通して交付される補助金等について検証を行い、16年度以降新規の補助金について、交付先を農協系統に限定しないこととした。また、農協系統において独占禁止法に違反する行為が行われないよう点検体制を強化するために、農協系統に対する指導監督指針である事務ガイドラインにおいて、厳格な指導の必要性を明記した。

さらに、農協系統の適正な事業運営を確保するため、引き続き農協系統に対する検査を実施した。

### (2) 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

農家戸数の減少等を踏まえて組織体制を適正化するとともに、広域連携や設置の見直しの推進等組織の効率化を行った。

また、農業委員会による農地の流動化、担い手の育成等の構造政策への積極的取組を支援するため、農地・農家等に関する情報の電子化及びそれらの情報を視覚化する地図情報システムの整備等を推進した。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所による農地の利用集積、新規就農の促進、農業経営の法人化等の取組を支援した。